

## 評議員・役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至誠会（以下「至誠会」という。）の評議員と役員その他の役職員（以下「役員等」という。）に対する報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における評議員のほか、「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 理事及び監事
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 苦情対応第三者委員

2 報酬は、評議員・役員等の職務執行の対価として支給されるものである。

(評議員・役員等の報酬等)

第3条 評議員が評議員会に、理事及び監事が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）を支給することができる。なお、同日に法人の業務を行った場合であっても、報酬等は支給しないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬等を支給することができる。

3 苦情対応第三者委員が理事会等に出席したときは、別表1により報酬等を支給することができる。

4 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が会議以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支給することができる。

2 役員等が理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支給することができる。

3 監事が評議員会・理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況等の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支給することができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、報酬等は支給しないものとする。

4 苦情対応第三者委員が理事会等以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支給することができる。

5 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 評議員・役員等が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

(適用除外)

第6条 次の各号の一に該当する者には、この規程を適用しない。

- (1) 至誠会保育園の職員である者
- (2) 至誠会第二保育園の職員である者
- (3) 至誠会本部の職員である者

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会及び理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年 6 月 13 日から施行する。

評議員 ・ 役員等の報酬等

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円
理事会出席報酬等	5,000円	1,000円
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	5,000円	1,000円
苦情対応第三者委員報酬等	5,000円	1,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	5,000円	1,000円
理事業務報酬等	5,000円	1,000円
監事監査指導報酬等	9,000円	1,000円
苦情対応第三者委員報酬等	5,000円	1,000円

別表3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	10,000円	5,000円	実 費

※ 別表1～3の報酬については、表記全額より所得税差引後の支給となる。